第五十二条の四十八中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に、「すべて」を「全て」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第六十三条の三第三号中「同じ。）」の下に「若しくは第二項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第五十二条の四十第二項」を「第五十二条の四十第三項」に改める。

第六十五条第四号中「第十六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「若しくは掲示」を「、掲示若しくは閲覧に供する措置」に改める。

（貸金業法の一部改正）

第三十八条　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条に次の一項を加える。

２　貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、前項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第二十三条第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第二十三条の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条に次の一項を加える。

２　貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、登録有効期間その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第四十九条第四号中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　第十四条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を公衆の閲覧に供せず、又は虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

（預託等取引に関する法律の一部改正）

第三十九条　預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「旨を」の下に「内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え、「掲示する」を「掲示し、又はその旨を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

（貨物利用運送事業法の一部改正）

第四十条　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について、」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第二十七条において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第二十七条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について、」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第六十八条第二号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は第九条若しくは第二十七条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

（貨物自動車運送事業法の一部改正）

第四十一条　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「同条第三項」を「同条第四項の規定」に改める。

第十一条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について、」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第七十九条第二号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第四十二条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条第一項中「商品投資顧問業者は」の下に「、主務省令で定める様式の標識について」を加え、「、公衆」を「公衆」に、「、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければ」を「掲示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「掲示して」を「掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

第四十九条第二号中「掲示しなかった」を「掲示せず、又は公衆の閲覧に供しなかった」に改め、同条第三号中「規定による」を削り、「掲示した」を「掲示し、又は公衆の閲覧に供した」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第四十三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第三項中「交付する旨」の下に「（以下この項において「公示事項」という。）を国家公安委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面」を加え、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより」に改め、同条第四項中「掲示を始めた」を「同項の規定による措置を開始した」に改める。

（行政手続法の一部改正）

第四十四条　行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

４　前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。